

広島県告示第九百四十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和元年十二月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	広島県安芸高田市高宮町川根地内			
土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	区域の表示及び法第九条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十四年政令第八十四号）で定める事項
土砂災害特別警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	区域の表示及び法第九条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十四年政令第八十四号）で定める事項
	谷口（二二〇二）	急傾斜地の崩壊	谷口（二二〇二）	急傾斜地の崩壊
	上竹貞（二二〇六）	急傾斜地の崩壊	上竹貞（二二〇六）	急傾斜地の崩壊
	上竹貞（二二〇六―一）	急傾斜地の崩壊	上竹貞（二二〇六―一）	急傾斜地の崩壊
	上梶矢（五〇九五）	急傾斜地の崩壊	上梶矢（五〇九五）	急傾斜地の崩壊
	亀谷（六二三一）	急傾斜地の崩壊	亀谷（六二三一）	急傾斜地の崩壊
	亀谷（六二三一―一）	急傾斜地の崩壊	亀谷（六二三一―一）	急傾斜地の崩壊
	田草（六二三五）	急傾斜地の崩壊	田草（六二三五）	急傾斜地の崩壊
	上梶矢（六二二―三六）	急傾斜地の崩壊	上梶矢（六二二―三六）	急傾斜地の崩壊
	深谷（一三三〇）	急傾斜地の崩壊	深谷（一三三〇）	急傾斜地の崩壊
	深谷（一三三〇―一）	急傾斜地の崩壊	深谷（一三三〇―一）	急傾斜地の崩壊

下川根(四五五)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	下川根(四五五)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
竹貞(二二五)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	竹貞(二二五)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
竹貞(二二五)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	竹貞(二二五)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
亀谷(二二二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	亀谷(二二二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二重谷(二二二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	二重谷(二二二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二重谷(二二二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	二重谷(二二二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
篠原(二〇一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	篠原(二〇一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
篠原(二〇一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	篠原(二〇一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
篠原(二〇一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	篠原(二〇一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
篠原(二〇一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	篠原(二〇一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
歌ヶ谷(三一九)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	歌ヶ谷(三一九)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
歌ヶ谷(三一九)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	歌ヶ谷(三一九)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
歌ヶ谷(三一九)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	歌ヶ谷(三一九)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
歌ヶ谷(三一九)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	歌ヶ谷(三一九)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下原(一一二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	下原(一一二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
深谷(一〇一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	深谷(一〇一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

下梶矢(五 六八九)	直会(五六 八八―二)	直会(五六 八八―二)	直会(五六 八七)	直会(五六 八六)	直会(五六 八五)	歌ヶ谷(五 六八二隣 c ―二)	歌ヶ谷(五 六八二隣 c ―一)	歌ヶ谷(五 六八二隣 b ―)	歌ヶ谷(五 六八二隣 a ―)	歌ヶ谷(五 六八二)	篠原(五六 八一)	亀谷(五六 八〇)	亀谷(五六 七九)	亀谷(五六 七八)
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
下梶矢(五 六八九)	直会(五六 八八―二)	直会(五六 八八―二)	直会(五六 八七)	直会(五六 八六)	直会(五六 八五)	歌ヶ谷(五 六八二隣 c ―二)	歌ヶ谷(五 六八二隣 c ―一)	歌ヶ谷(五 六八二隣 b ―)	歌ヶ谷(五 六八二隣 a ―)	歌ヶ谷(五 六八二)	篠原(五六 八一)	亀谷(五六 八〇)	亀谷(五六 七九)	亀谷(五六 七八)
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり

各区域については、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。